

# てつにだより 令和8年度 5月号

社内で回覧してください

- \*業務課からのお知らせ・・・資格確認書の(再)交付の有料化について(令和8年10月1日～)
- \*保健事業部からのお知らせ・・・無料歯科健診事業のご案内
- \*総務部からのお知らせ・・・健康経営優良法人2026認定事業所及び組合行事報告

## ～ 健康保険組合連合会の提言「ポスト2025」 ～

医療保険の分野では人口で大きなボリュームを占める団塊の世代が全て75歳以上該当する2025年を一つの区切りとして対策を講じてきました。そして昨年9月には「ポスト2025」、つまり2025年以降を見据えた提言が健康保険組合連合会から発表されました。その柱はつぎの3つのお願いです。

- ①「医療費のしくみや国民皆保険制度の厳しい状況についてもっと知ってください」
- ②「自分自身で健康を守る意識を持ってください」
- ③「軽度な身体の不調は自分で手当てするセルフメディケーションを心がけてください」

この3つのお願いの背景には、現役世代にこれ以上の負担をお願いすることになれば、国民皆保険制度を維持することが難しい局面を迎えることになるのではないかとの思いがあります。この機会に加入者の皆様には健康保険のしくみと、負担する保険料額、そして我々の保険料が何に使われているのかを知っていただくことが、私たちの健康保険組合を守ることに繋がります。

健康保険組合は、この3つのお願いにあたって4つの約束(①こまめな受診勧奨 ②個別の保健指導 ③予防・健康づくりの情報発信強化 ④事業主と連携したコラボヘルス)と5つのチャレンジ(①保健事業の充実強化 ②かかりつけ医との連携 ③広報活動の強化 ④データ分析による加入者サービスの充実 ⑤デジタル化による健保組合の業務革新)に取り組むこととしています。

健康保険組合は加入者の保険料で運営されており、お一人お一人の現在のヘルスリテラシーが将来負担する保険料率を左右するといっても過言ではありません。何よりもご自身のために健康づくりに関心を持っていただけますようご協力をお願いいたします。

### 想定される危機

団塊世代のすべての方が後期高齢者となる2025年に向けて、ある程度制度見直しは図られたが、現役世代の過重な負担は解決していない。  
少子化により現役世代が減少していく中で、危機的な状況が深刻化していく。

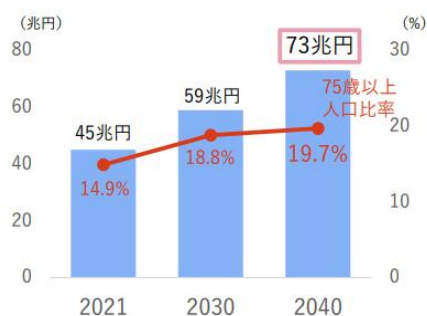
医療費は大幅に増加し、2040年には70兆円を超え、その半分は後期高齢者の医療費が占める。

医療・介護の提供体制を抜本的に効率化しなければ必要な時に必要な医療が受けられなくなる。

現状の現役世代に偏重した負担構造のままでは、給付と負担のアンバランスが拡大する。

健康保険組合財政の悪化がさらに進めば、解散が相次ぐ事態にもなりかねず、国民皆保険制度を支える基盤が弱体化する。

医療費と高齢化の見通し



出典：「国勢調査報告」（総務省統計局）および「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」（国立社会保障・人口問題研究所）出生中位（死亡中位）推計、2022年10月「医療保険制度の将来構想のための調査研究II」（健保連）をもとに作成

## ◆「健康経営優良法人 2026」に認定されました。

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取り組みが優良であると認められ、以下の7社が認定されました。

・株式会社杉田製線	(大規模)	継続取得
・東京ステンレス研磨興業株式会社	(中小規模)	新規取得
・城北伸鉄株式会社	(中小規模)	継続取得
・開進工業株式会社	(中小規模)	継続取得
・金方堂松本工業株式会社	(中小規模)	継続取得
・NSSG パートナーズ株式会社	(中小規模)	新規取得
・東京都鉄二健康保険組合	(中小規模)	継続取得



健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

鉄二健保では健康経営の取組を支援しております。加入事業所のみなさまにおかれましても、健康企業宣言や健康経営優良法人認定制度の積極的な取得をよろしくお願いいたします。

また、上記の認定企業は令和8年4月13日(月)の鉄鋼新聞でも紹介されました。

## ～ 総務部からのお知らせ ～

### ◆ 第104回歩こう会を開催しました

去る3月28日(土)、29日(日)に埼玉県さいたま市で第104回歩こう会「さいたまマーチ～見沼ソーデーウォーク～」を開催いたしました。参加者のみなさまは、見沼田んぼの豊かな自然に触れながらウォーキングを楽しまれていました。次回の第105回歩こう会「潮干狩り」に続く第106回の歩こう会も日本ウォーキング協会が主催するイベントの中からピックアップしたコースを鉄二健保の歩こう会としてご参加いただけます。歩くコースや日程等が決まりましたら当組合ホームページや通知文書でご案内いたしますので楽しみにお待ちください。

また、東振協が主催する「いきいき健康づくり」のイベント(10～11月頃実施)についても詳細等が決まりましたら当組合ホームページでご案内いたします。



### ◆ 組合行事予定のご案内

- ・ 6月10日(水)、11日(木) **2日間開催**

算定説明会・健康セミナー

健康セミナータイトル「すぐに実践できる! 歯とおくちの健康のためのオーラルケアセミナー」

- ・ 6月24日(水) 健康管理事業推進委員会

- ・ 6月26日(金) 組合事務監査

組合会監事による事務監査(令和7年度の収入支出決算状況、事務の執行状況全般等)を行います。

東京都鉄二健康保険組合

東京都文京区湯島3-21-10

TEL 03-3835-4341 FAX 03-3834-3614

URL <https://www.tetuni-kenpo.or.jp>

～ 保健事業部からのお知らせ ～

◆ **令和8年度の主な疾病予防事業** ～ 詳細やその他の事業は、鉄二健保ホームページをご覧ください ～

NEW

● **歯科健診事業を実施します!**

無料

令和8年度より、無料歯科健診事業を実施いたします。

むし歯や歯周病の早期発見のため、また生活習慣の改善や疾病予防にも、ぜひご活用ください。



受診期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（年度内1回限り）		
対象者	被保険者および被扶養者	受診費用	無料
健診内容	一般歯科健診（所要時間：約15分）	申込先	(株)歯科健診センター
利用方法	歯科健診センターHP→希望の歯科医院を検索→予約→受診		



● **禁煙サポート事業** Medically（メディカリー）オンライン禁煙外来プログラム

無料

令和8年4月からたばこの価格が段階的に引き上げとなります。

禁煙することは、健康面だけではなく、経済面でもメリットが大きい行動です。

これを機に、禁煙を始めてみませんか？

申込期間	令和9年3月30日(火)まで（初回診察は令和9年3月31日までにお受けください）
参加費用	自己負担0円（健保連組合運営サポート事業活用のため無料）
対象者	被保険者及び被扶養者
参加方法	スマホにアプリをダウンロードし健保識別番号「135628」を入力

\*プログラム詳細については、今後当組合ホームページにて掲載予定です。



◆ **組合の補助を受けずに健診を受診された方の健診結果をご提出ください。**

当組合の健診補助を利用せず人間ドックなどを受けられた方の「健診結果（写）」を当組合へご提出ください。令和7年度と8年度に受診された健診結果のご提出を受け付けています。

なお、40歳以上の方の健診結果ご提出の際は、「※特定健診22項目質問票」も併せてご提出ください。

※「特定健診22項目質問票」は、鉄二健保ホームページよりダウンロードすることができます。

◆ **被扶養者の方へ『健診のご案内』を送付いたしました。**

ご家族へのアンケートで健診未受診理由の27%は、「かかりつけの病院で検査をしているから」でした。

4月上旬に35歳以上の被扶養者の方へ『健診のご案内』をご自宅へお送りいたしました。

簡易な内容で近隣の医療機関で受診できる特定健診をはじめ、がん検査項目が含まれている充実した内容の生活習慣病健診、乳がん・子宮がん検査も加わった婦人健診をご用意しております。

特に巡回レディース健診はショッピングモール、ホテル、など全国約480カ所の会場を設け、婦人健診車を利用した健診施設と同等の内容の健診をご提供いたします。

被保険者の方からもご家族へ健診の受診を、ぜひお勧めください。

治療のための検査も大切ですが、健康診断による全身の検査も必要です。必ず毎年、健康診断で全身のチェックをしましょう！



## ～ 業務課からのお知らせ ～

### ◆ 資格確認書の(再)交付の有料化について(令和8年10月1日～)

令和8年10月1日到着分より、「資格確認書(再)交付申請書」を用いた資格確認書の発行手続きが有料となります。(資格確認書1枚当たり1,000円)

資格確認書は有効なマイナ保険証を持たない方を対象に発行をしています。当組合におけるマイナ保険証の登録率は83.98%(3月末時点)を超えており、資格確認書を必要とする方はわずか16%程度です。

資格確認書の発行・管理に係る事務コストは、その一部の方のみに発生している状況です。

この度、公平性の観点から、令和8年10月1日より「(再)交付申請書」を用いた資格確認書の交付について発行手数料を設けさせていただくことになりましたので従業員の皆様にご周知ください。(氏名変更等記載事項の変更の際はこの限りではありません。)

令和8年10月1日以降の手続き方法については、詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

また、マイナ保険証を利用いただくことで、資格確認書の発行手続きや事業所様における資格確認書保有者の管理が不要になるだけでなく、医療機関にて薬剤情報等の確認が出来ることから医療費の適正化にも繋がります。是非、マイナ保険証の利用登録についても併せてご案内ください。

#### 【マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



(日本語版)

#### 【(在日外国人向け)マイナンバーカードの健康保険証利用について

My Number Card as your Health Insurance Certificate

(Information for Foreign Residents)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51604.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html)



(外国語版)

### ◆ 負傷原因照会にご協力ください

当組合では加入者が外傷により医療機関を受診された場合、保険給付の適正化を目的として「負傷原因照会」をお送りしています。健康保険法では、第三者の行為によって生じた傷病については、原則として加害者が支払うべきものとされていますが、医療機関のレセプト情報だけでは負傷の原因がわかりません。そのため、加入者に負傷の原因を照会することで、本来は第三者や労災保険等が支払うべき医療費を健康保険が支払っていないかを確認しています。加害者や労災保険が負担すべき医療費を負担することは、結果として当組合の財政に影響を及ぼしますので、負傷原因照会が届いた際には速やかにご提出をお願いいたします。

#### ✕ 健康保険が支払うべきでない負傷原因

- ・業務災害や通勤災害 ・交通事故
- ・他人の加害行為
- ・他人の管理物による事故  
〔道路の窪みによる転倒〕  
〔他人の飼い犬による咬傷〕

